

平成27年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス報告書
(国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進本部決定)

平成28年7月26日

1. はじめに

官庁営繕部（本省）では、従前から発注者綱紀保持に努めてきたが、高知県内における入札談合事案を契機にコンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会を設置し、コンプライアンス推進のための取組を行うこととした。昨年度当初に「平成27年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画」を策定し、その取組を推進した。

本報告書は、当該計画に基づく取組の実施状況を評価し、取りまとめたものである。

2. 職員の意識改革

職員のコンプライアンス意識の向上に研修は非常に有効な手段であることから、研修活動に力を入れているところである。

(1) コンプライアンス意識の向上に向けた研修の徹底

【推進計画の記述】

外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。研修に当たっては、単に規則やルールを憶えることに止まらず、過去の事例に基づき自ら考えることに主眼を置くこととし、その成果を部内で広く共有することとする。

- 平成27年4月に官庁営繕部内の新規採用職員（6名）を対象に、発注者綱紀保持担当者である管理課営繕企画官を講師として発注者綱紀保持に関する研修を実施した。この研修では、発注者綱紀保持マニュアルに基づき、発注担当者の責務、発注プロセス、適正な業務のあり方等について講義を行った。
- 平成28年3月にコンプライアンスに知見のある中島茂弁護士を外部講師としてお招きし、官庁営繕部職員を対象に、コンプライアンスに関する研修を行った（約40名が受講）。この研修では、『国民の信頼に応える「真のコンプライアンス」』というテーマの下に、「法令遵守」だけでなく、国民の期待に応えることが大事である等、貴重な内容の講義をしていただいた。

(2) 発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシートの活用

【推進計画の記述】

発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシートの周知・活用を図り、入札契約関係業務の自己点検を進めることにより、発注事務的確な実施を確保する。

- 平成28年3月に「発注者綱紀保持マニュアル」及び「セルフスタディ・チェックシート」を改正した。具体的には、発注者綱紀保持マニュアルについては、図表を時点修正するとともに、参考資料を追加し、セルフスタディ・チェックシートについては、官庁営繕部職員がより活用しやすいよう構成の変更等を行った。また、同チェックシートの電子データを官庁営繕部の共有フォルダに保存し、官庁営繕部職員が適宜活用できるようにした。

(3) 不当な働きかけに対する報告の徹底

【推進計画の記述】

職員が、事業者等からの不当な働きかけを受けた場合や、他の職員が不当な働きかけを受けたことを知った場合において、綱紀保持規程に従い適切な対応を行うことを徹底する。

なお、平成27年度において、不当な働きかけに対する報告を受けた事案はなかった。

3. 入札契約業務等の確実な実施

【推進計画の記述】

特にコンプライアンスが求められる入札契約業務等について、制度の趣旨に沿って確実に実施するとともに、社会からの要請に応えるべく、必要に応じて見直しを行う。

- 制度の趣旨（公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発展）に沿って確実に実施した。

4. 情報管理の徹底

(1) 入札・契約に関する情報管理の徹底

【推進計画の記述】

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報について、発注者綱紀保持マニュアルに基づきその適切な取扱いを徹底する。

- 執務室への自由な出入りが制限されている旨の周知（掲示等）、事業者と応接するための受付カウンター等の設置など、発注者綱紀保持規程第11条に定める情報漏洩防止のための取組を適切に行っている。
- 入札・契約に関する情報管理の徹底については、入札・契約手続運営委員会資料の電子データを保存するフォルダにアクセス制限をかけたほか、入札・契約関係文書の保管に当たっては、保管場所を施錠して厳重に管理するなど、発注者綱紀保持マニュアルに基づき機密情報の取扱いを適切に行った。

(2) 入札・契約に関する文書管理の徹底

【推進計画の記述】

入札・契約に関する文書の適正な管理を徹底するとともに、その管理状況について点検を行う。

- 入札・契約に関する文書管理の徹底については、「行政文書の管理に関するガイドライン」及び「国土交通省行政文書管理規則」にのっとり、文書が適切に保存されているか点検するとともに、文書保存期間が満了した文書を適切に処分するなど適正な管理を行った。また、文書保存期間基準について見直しを実施した。

(3) 情報セキュリティの徹底

【推進計画の記述】

国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ対策を徹底する。特に、最近大きな脅威となりつつある標的型メール攻撃への対策及び情報の作成時等の機密性の格付けを徹底する。

- 情報セキュリティの徹底については、標的型メール攻撃に対する教育、意識啓発のため、訓練を実施するとともに、サイバーセキュリティ及び情報管理対策の徹底などについて部内に周知した。また、情報の作成時等には、当該情報の重要性・機密性を判断して情報の格付けを行い、資料に機密性情報の表記がない場合には記載を促すことにより、情報の管理を徹底した。

5. 社会から更に信頼される組織づくり

コンプライアンスの基本要素の1つとして組織づくりは重要であり、官庁営繕部としても国民から更に信頼される組織となるための取組を進めているところである。

(1) 積極広報の強化

【推進計画の記述】

官庁営繕事業の役割や意義に対する国民の理解をより一層深めるため、官庁営繕部における積極広報を引き続き推進する。

- ホームページに掲載する情報を二次利用が可能な形式にするとともに、技術基準についてその位置付けや制定・改定履歴等を記載するなど、利用する国民の視点に立って分かりやすくかつ利用しやすいものとした。また、官庁営繕部の業務・施策に関して、以下のとおり積極的な広報を実施した。

<営繕工事積算>

ホームページに掲載している営繕積算方式活用マニュアルについて、地方公共団体等の担当者が利用しやすいよう改良するとともに、営繕工事積算チェックマニュアルの内容を分かりやすく説明した解

説版をホームページに掲載した。

<B I M^(※)の活用>

建築分野におけるB I Mの普及に資するため、官庁営繕事業におけるB I Mの活用について、ホームページに掲載した。

(※)「B I M」については、こちら

(http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000094.html) を参照

<木材の利用の促進>

ホームページに掲載している「木材の利用の推進」について、コンテンツの並び替えやリンク集の整理を行うなど内容を閲覧しやすく変更するとともに、「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」、「平成26年度公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況のとりまとめ」などを新たに掲載した。

また、子ども霞が関見学デー（平成27年7月）及び公共建築月間（平成27年11月）に官庁営繕部の木材の利用の推進に関する取組等を紹介したパネルを展示して理解の浸透に努め、木材の利用の推進に関する情報を積極的に発信した。また、出前講座、研修等において、官庁営繕における木材の利用の推進に関する取組について紹介した。

<環境対策の推進>

地球温暖化防止、循環型社会の形成等の社会的要請を踏まえ、官庁営繕の環境負荷低減対策に関する平成27年度の取組として平成27年5月に「営繕グリーンプログラム2015」を策定した。また、同月に平成26年度の取組について「官庁営繕環境報告書2015」として取りまとめ、ホームページで公表した。

<防災機能を強化した官庁施設の紹介>

中央合同庁舎第3号館地下免震層について、施設見学の対応を積極的に行った（平成27年度は中学生・高校生の見学を中心に計25回、389人参加）。

<「霞が関地区」の紹介>

子ども霞が関見学デー（平成27年7月）に「霞が関地区」を紹介したパネルや模型の展示を新たに行った（約500人参加）。

(2) 技術力・専門力の獲得・継承

【推進計画の記述】

適正な業務遂行の基盤である技術力・専門力を、組織として、また職員として獲得・継承していくため、自己研鑽の支援、現場見学会の実施、OJT、研修等の改善を引き続き推進する。

- 適正な業務遂行の基盤である技術力について、組織として獲得・継承していくため、以下の取組を行った。

<資格取得・グッドプラクティスの顕彰>

平成27年11月に、資格を取得した職員及び業務に尽力した職員を顕彰するための資格取得・グッドプラクティス合同顕彰会を開催した。グッドプラクティスについては、組織のレベルアップに資するためにメールマガジンを通じて、本省をはじめ各地方整備局等の営繕部職員に情報発信し共有している。

<職員に対する継承>

官庁営繕部のベテラン職員と若手職員が参加する座談会を開催し、得られたアドバイスを取りまとめるとともに、研修講義資料についてイントラネットに掲載し、関係職員への情報共有を行い、技術力の獲得・継承のための自己研鑽の支援等を目的とした環境を整備した。また、官庁営繕部職員に対し、基礎知識を取得するために講習会や現場見学を実施するとともに、総合的な専門知識を修得させるための研修を実施した。

(3) PDCAサイクルを通じた業務の改善の検討

【推進計画の記述】

国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、CS調査の実施等を行う。

- 国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、以下の取組を行った。

<CS調査（顧客満足度調査）>

各地方整備局等に調査を依頼し、本省で結果を取りまとめた上、各地方整備局等に情報共有することで官庁営繕行政全体の業務改善を図った。また、営繕技術検討会においても調査結果を活用し、施設整備へのフィードバックに関する意見交換等を行った。

(4) 公共建築分野における支援

【推進計画の記述】

公共建築に係るこれまで培った官庁営繕部の知見を活用することにより、公共建築分野の発注者等を支援する。

- 公共建築に係るこれまで培った官庁営繕部の知見を活用することにより、公共建築分野の発注者等を支援するため、以下の取組を行った。

<公共建築相談窓口>

公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるための「公共建築相談窓口」を、本省をはじめ全国の地方整備局や営繕事務所に統一的に設置しており、平成27年度においても延べ2,488件、公共建築全般に関する相談に対応した。

<市町村へのアンケート>

全国の市町村を対象に公共建築に係る発注状況に関するアンケートを実施し、公共建築における発注関係事務に係る発注者支援の方策について検討しているところである。

<木材の利用の促進>

地方公共団体、木材関連団体等を対象に講演、出前講座及び研修を行い、官庁営繕における木材の利用の推進に関する取組を紹介した。

<営繕工事の発注・契約に関する取組>

平成27年10月に「営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A」を策定して公表した。また、同月に「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」を策定し、地方公共団体職員に対して会議等で説明するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」の作成に取り組んだ。

<保全指導>

全ての国家機関等の保全担当者に対する保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進し、例えば、平成27年度においては、全国50か所で「各地区官庁施設保全連絡会議」を開催し（出席官署等数1,589機関、うち17.1%が地方公共団体）、保全に関する情報提供及び意見交換を行った。また、本省をはじめ全国の地方整備局や営繕事務所等において、平成27年度中に1,091件の保全指導を行った。

6. 風通しの良い組織づくり

【推進計画の記述】

働きやすい職場環境の確保に努め、自由闊達な組織風土の醸成を目指すとともに、日頃の業務の中で改善したい点等について意見を募り、とりまとめた上で部内で共有し、業務改善に活用することとする。

- 働きやすい職場環境の確保に努め、自由闊達な組織風土の醸成を目指し、官庁営繕部職員を対象に業務改善に関するアンケートを実施した。評価できる点、改善すべき点等について意見を取りまとめ、官庁営繕部内で共有した。また、アンケート結果を基に、「コンプライアンス推進計画の運用に係る具体的指針」を作成し、業務遂行面での古い習慣からの脱却、情報共有・コミュニケーション促進の再徹底などを官庁営繕部として決定し、具体的な取組を実施しているところである。

7. 取組に関する全体的な評価

平成27年度のコンプライアンス推進計画では、情報の作成時等の機密性の格付けの徹底、現場見学会の実施及び公共建築分野における支援を新たに盛り込んだ。これら新たに盛り込んだ項目については、一定の成果が出ており、平成28年度以降も継続して実施していくことが重要である。

また、「コンプライアンス推進計画の運用に係る具体的指針」に基づき取

組を行っているところであるが、引き続き取り組むべき事項があることから、平成28年度実施予定のアンケート結果も踏まえつつ取組の継続と充実を図る必要がある。

その他の取組については、平成27年度コンプライアンス推進計画に基づき、着実に実施されたと評価できる。

引き続き平成28年度コンプライアンス推進計画に基づく取組を実施し、新たな課題にも対応しつつ、今後とも職員1人1人がコンプライアンスに関して真摯に取り組むことができる環境を作ることが重要である。